表1-6　Ⅱ種・Ⅲ種等採用職員の幹部職員（本府省課長級以上）の在職者数の推移

（単位：人）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
在職者数	267	256	261	270	282

（注）在職者数は、各年度末における人数である。

7　法科大学院等への派遣

各府省は、法科大学院派遣法、福島復興再生特別措置法、令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律又は令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律に基づき、職員をその同意の下に法科大学院、公益社団法人福島相双復興推進機構若しくは公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会又は公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会に派遣している。

令和６年度において法科大学院又は各法人に派遣された期間のある職員数は表１―７のとおりである。

表1-7　令和６年度に派遣された期間のある職員数

（単位：人）

派遣先		派遣された期間のある職員数
法科大学院		23（22）
	うち　パートタイム型派遣	8（7）
	うち　フルタイム型派遣	15（15）
公益社団法人福島相双復興推進機構		34
公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構		8
公益社団法人2025年日本国際博覧会協会		130
公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会		33

（注）（　）内は、検察官の人数を内数で示す。

第４節　民間人材の採用の促進

民間人材の公務における活用に関しては、①公務の活性化のための民間人材の採用、②任期を定めた職員の採用、③研究公務員の任期を定めた採用、④官民人事交流など多様な制度によりこれを実施している。

1　公務の活性化のための民間人材の採用

規則１―24（公務の活性化のために民間の人材を採用する場合の特例）によって、部内の養成では得られない高度の専門性や多様な経験を有する民間の人材を円滑に採用し、公務の活性化に資するための弾力的な採用システムを設けている。

対象となるのは、⑴実務経験等により高度の専門的な知識経験を有する民間の人材を採用する場合、⑵新規の行政需要に対応するため、実務経験等により公務に有用な資質等を有する民間の人材を採用する場合、⑶公務と異なる分野における多様な経験等を通じて公務に有用な資質等を有する民間の人材を採用する場合であり、具体的には、原子力に関する専門技術者、診療情報管理士、金融実務経験者等をこの制度により採用している。

この制度による令和６年度の採用者数は表１―８のとおりである。

表1-8　民間人材の採用（規則1－24）に基づく採用状況

（単位：人）

府省名	採用者数					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	累計
人事院						3
内閣官房						177
宮内庁	2	2	2	3	3	73
公正取引委員会		1	1	2		77
個人情報保護委員会			5	14	3	23
金融庁	5	2	1	1	4	269
消費者庁	3					10
法務省	1	1				38
公安調査庁		23	19	15	6	92
外務省	2	6	3			219
財務省		8	6	9	15	175
国税庁						3
文部科学省						124
厚生労働省						9
農林水産省						31
水産庁						3
経済産業省						180
資源エネルギー庁						1
特許庁			2		10	12
中小企業庁						1
国土交通省	5	7	8	7	5	183
気象庁			27			27
環境省						1
原子力規制委員会	6	8	17	39	34	309
国立印刷局			1			1
（参考）家畜改良センター						1
（参考）国立病院機構						170
（参考）社会保険庁						59
（参考）日本郵政公社						254
合計	24	58	92	90	80	2,525

（注）累計は制度発足時（平成10年4月1日施行）以降の累積数